

女性に対する暴力をなくす運動

内閣府男女共同参画局
暴力対策推進室

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

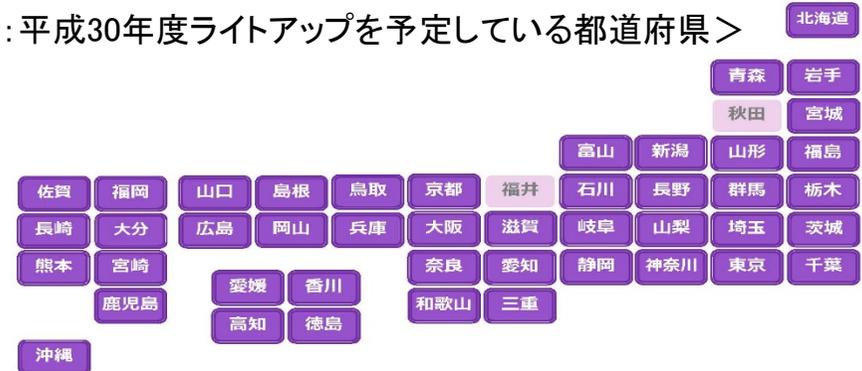
<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

<平成30年度の取組予定(主なもの)>

- ポスター・リーフレットの配布、掲示
- 動画広告の作成
- パープル・ライトアップ
※参考:45都道府県150か所で実施予定(11月7日現在)
- パープルリボン贈呈式(10月23日実施)
- テレビ、新聞、インターネットによる広報
- 全閣僚等のパープルリボン着用
※閣僚懇談会で発言予定(11月9日)

<参考:平成30年度ライトアップを予定している都道府県>



<参考:平成29年度ライトアップ写真>



パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージを送っています。



全閣僚等のパープルリボン着用(H29)
(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)



パープルリボン贈呈式(H30)
(ミス・インターナショナル
世界大会出場者によるパープルリボン着用)